

令和3年5月11日

一般社団法人香川県トラック協会  
会長 楠木 寿嗣 様

香川県知事 浜田 恵造

「緊急事態対策期における対策」及び「香川県コロナ非常事態宣言」について

日頃より、本県の交通行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本県では、現在、感染・伝播性が高いと見られる変異株の占める割合が急激に高まり、猛威を振るっており、ゴールデンウィークが明けた5月6日には新規感染者数が50人、翌7日には78人と2日連続して過去最高を更新するなど感染が急激に拡大しており、病床のひっ迫具合を示す病床使用率についても、国のステージⅣの目安50%を超える事態となっております。

このような状況から判断すると、今まさに「感染急拡大」というべき状況であり、このまま感染拡大が続き、感染者数が累増していくことになれば、県内の医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、通常の医療にも大きな影響が生じるおそれがあります。

こうした状況を何としても食い止めるため、最大限の感染拡大防止を図らざるを得ないものと総合的に判断し、5月8日(土)に、県独自の「香川県コロナ非常事態宣言」を発令するとともに、香川県対処方針に基づき、5月9日(日)から31日(月)まで、「緊急事態対策期」に移行いたしました。

この「香川県コロナ非常事態宣言」においては、変異株の影響による本県の感染拡大の状況等を踏まえ、人と人との接触の機会を避けること、感染拡大の未然防止に向けた検査体制の充実を図ること、感染症に強い地域社会経済をつくっていくことなど、これまで以上に力点を置いた集中対策を講じることといたします。

つきましては、貴職におかれまして、「緊急事態対策期における対策(5月9日以降)について」(資料1及び別紙)「知事から『緊急事態対策期』における県民の皆さまへのお願い」(資料2)の貴社(団体)の職員の皆様及び関係先への周知並びに感染防止対策の徹底につきまして、御協力をお願いします。

# 緊急事態対策期における対策（5月9日以降）について

令和3年5月8日

○対策期間：5月9日（日）～5月31日（月）

## 1. 県民への協力要請等（法第24条第9項）

### （1）外出について

- 日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛するよう協力要請
- 県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請
- 混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力要請
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控えるよう協力要請
- 人が密集する屋内施設や店舗で集団感染が発生している状況に鑑み、当該施設等の利用にあたっては、感染対策の徹底について十分に確認し、対策が徹底されていない施設等の利用を厳に控えるよう協力要請
- 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請
- 別添1（省略）：気をつけていただきたいこと
- 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請
- 別添2（省略）：業種別ガイドライン
- 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請
- 施設や店舗等の利用、イベント参加の際、県が導入したLINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」（注）を積極的に利用することを協力要請
- 別添3（省略）：かがわコロナお知らせシステム

### （2）新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請
- 別添4（省略）：「人の接触を8割減らす10のポイント」  
（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
- 別添5（省略）：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」  
（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）
- 大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力要請
- 別添6（省略）：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）

## 2. 事業者への協力要請等（法第24条第9項）

- 飲食店への営業時間の短縮を協力要請（令和3年4月7日～4月20日、4月28日～5月11日、5月12日～5月31日）
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請
- 別添2（再掲）：業種別ガイドライン
- 別添7（省略）：今後における適切な感染防止対策

**別添8**（省略）：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」

- 適切な感染防止対策を講じた上で、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」（注）を積極的に導入・様式掲示するなど、感染防止対策を徹底していることを示す様子を掲示することを協力要請

**別添3**（再掲）：かがわコロナお知らせシステム

**別添9**（省略）：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

- 在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請
- 出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請
- 時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請
- 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請
- 医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力要請
  - ・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること
  - ・症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用すること
  - ・手洗い・手指消毒を徹底すること
  - ・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること
  - ・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと
  - ・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること
- 介護施設等の設置者に対し、県及び高松市が当該施設従事者を対象に緊急に実施する一斉検査の受検に協力することを要請
- 高齢者のいる障害者施設等の設置者に対し、当該施設従事者を対象に実施する一斉検査の受検に協力することを要請

### 3. 催物（イベント等）の開催（法第24条第9項）

- 催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請
- 協力要請に応じていただくことを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等での開催を可能とする。

**別添10**（省略）：催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

**別添11**（省略）：催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について

### 4. 県有施設等における対応

- 多くの集客が見込まれる県有施設等は休館・休園。他の県有施設等の休館・休園を含めた対応を検討。開館する場合は、適切な感染防止対策の一層の徹底を図る。

### 5. 県の対応

- 感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- PCR検査の充実強化を図る。
- 県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
- 無症状や軽症の新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養施設を充実する。

### 6. 香川県コロナ非常事態宣言に伴う集中対策（令和3年5月9日～5月31日）

（別紙：「香川県コロナ非常事態宣言に伴う集中対策（概要）」について）

### 7. 国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応

（別紙（省略）：「国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応について」）

（注）LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」は現在、一時利用を停止しています。

## 香川県コロナ非常事態宣言に伴う集中対策（概要）

### ○ 香川県対処方針の対策期を「緊急事態対策期」に移行

対象期間 5月9日（日）～31日（月）

### ○ 県民への要請

- ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛
- ・ 営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えるよう要請

### ○ 事業者への要請

- ・ 飲食店に対する営業時間短縮の期間延長・強化

下記対象期間を通じてご協力いただいた飲食店に前回と同様、売上高に応じて協力金をお支払い。これに加え、支給額の1割を県独自に支援。

地 域 全県域

期 間 5月12日（水）～31日（月）

時 間 午前5時から午後8時までとすること

酒類提供は午後7時までとすること

感染防止対策の徹底を呼びかける巡回とあわせて、時短要請対象店舗の理解のもと、検査容器を配布し、当該店舗の従業員を対象に実施するPCR検査を促進（申込期間：5月12日（水）～31日（月））

- ・ 介護施設等の設置者に対して、当該施設従事者を対象に実施する一斉PCR検査の受検について協力の再要請（申込期間：5月17日（月）～28日（金））
- ・ 高齢者のいる障害者施設等の設置者に対して、当該施設従事者を対象に実施する一斉PCR検査の受検について協力の再要請  
（申込期間：5月17日（月）～28日（金））
- ・ 大規模施設等への協力要請について、今後、検討

- 特に県内外から多くの集客が見込まれる県有施設の臨時休園・休館の継続  
(5月10日(月)～31日(月))

栗林公園、さぬきこどもの国、県立ミュージアム、東山魁夷せとうち美術館、  
瀬戸内海歴史民俗資料館、瀬戸大橋記念館

- その他

- ・ 県立学校の部活動の他校との交流停止

(練習試合・合同練習等)(県内・県外ともに)

(停止期間の延長：5月10日(月)～31日(月))

- ・ 飲食店感染防止対策認証制度(仮称)創設に向けた抽出調査等を実施

(5月12日(水)頃～)

## 知事から「緊急事態対策期」における県民の皆さまへのお願い ～本県の独自の「香川県コロナ非常事態宣言」における集中対策について～

本県では、4月4日からの「感染拡大防止集中対策期」を5月15日まで延長し、県内における不要不急の外出、他の都道府県との不要不急の往来について慎重に検討することや、「三つの密」の回避など基本的な感染対策を徹底すること、大人数での会食や飲み会を避けることなどについて協力を要請し、県民の皆さまお一人お一人による感染防止対策の徹底を基本として、取組みの徹底を図ってまいりました。この間、県民の皆さまにご理解、ご協力をいただいたことに心から感謝申し上げますとともに、様々なご負担をおかけしたことを深くおわびいたします。

また、「大人数・長時間の飲食」、「マスクなしでの会話」といった場面が生じやすく感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、年度初めで会食の機会が増える4月7日から20日まで、そして人の動きが活発化するゴールデンウィークの4月28日から5月11日までの集中対策として、飲食店に対する営業時間の短縮の協力要請を行い、これについても、多くの飲食事業者の皆さまにご協力をいただいていたところ です。

しかしながら、本県においても、感染・伝播性が高いと見られる変異株の占める割合が急激に高まり、猛威を振るっており、ゴールデンウィークが明けた5月6日には新規感染者数が50人、翌7日には78人と2日連続して過去最高を更新するなど感染が急激に拡大しており、昨日までの直近1週間の累積新規感染者数が229人となりました。さらに、病床のひっ迫具合を示す病床使用率についても51.7%と、国のステージⅣの目安50%を超える事態となりました。

このような状況から判断すると、今まさに「感染急拡大」というべき状況であり、このまま感染拡大が続き、感染者数が累増していくことになれば、県内の医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、通常の医療にも大きな影響が生じるおそれがあります。

こうした状況を何としても食い止めるため、今回、さらに県としての対策期を引き上げ、最大限の感染拡大防止を図らざるを得ないものと総合的に判断し、本日、県独自の「香川県コロナ非常事態宣言」を発令するとともに、香川県対処方針に基づき、明日、5月9日（日）から31日（月）まで、「緊急事態対策期」に移行いたします。

この、「香川県コロナ非常事態宣言」においては、変異株の影響による本県の感染拡大の状況等を踏まえ、人と人との接触の機会を避けること、感染拡大の未然防止に向けた検査体制の充実を図ること、感染症に強い地域社会経済をつくっていくこと、などにこれまで以上に力点を置いた集中対策を講じることといたします。

具体的には、現在行っている飲食店に対する営業時間の短縮の協力要請について、事業者の皆さま、また、利用者の皆さまには、大変心苦しく誠に申し訳ありませんが、現在21時までとしている営業時間を20時までと1時間早めていただいたうえで、5月31日（月）まで期間を延長するよう要請いたします。なお、これまで通り、延長期間の全期間を通じて要請にご協力いただいた飲食店には、国からの通知に基づく協力金を、前回同様、売上高等に応じて支払うとともに、これに加え、支払額の1割を県独自

に支援いたします。

また、人流の抑制を図り、人と人との接触機会を減らす観点から、県内外から多くの集客が見込まれる県有施設の臨時休園・休館を継続いたします。大規模施設等への対応については、今後、検討いたします。

このほか、感染拡大を未然に防止する観点から、介護施設や高齢者のいる障害者施設等の従事者を対象にしたPCR検査の再度の実施や、飲食店の従業員を対象にしたPCR検査の一層の推進を図るとともに、県立学校の部活動については、ゴールデンウィーク期間中と同様、練習試合や合同練習など、他校との交流を停止することといたします。

こうした社会経済活動の制限のご協力を長期間にわたってお願いすることは、本来、望ましいことではないと考えており、今後も感染状況を注視しながら、対策の実施、継続等について、慎重に判断してまいるとともに、「飲食店に対する感染防止対策の認証制度」を導入するなど、感染症に強い地域社会経済の構築にも注力してまいります。

全国的に感染拡大傾向、高止まり傾向が続く中でも、本県の感染拡大を抑制して、通常の医療に大きな影響が生じるようなことがないようにするため、この時期の一人一人の行動が非常に大事となりますので、改めて、県民の皆さまにお願いいたします。

- ・ 日中を含めた不要不急の外出や移動は自粛を。  
(生活上必要なものの買い出しや、やむを得ない仕事等以外の外出を控えてください。)
- ・ 営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は、厳に控えて。

私としましては、ワクチン接種の円滑な実施等により所期の効果が得られ、一日も早く社会経済が回復するよう、国、各市町とも連携し、全力で取り組んでまいりますので、県民の皆さま、事業者の皆さまには、引き続き、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、そして、治療にあたっておられる医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありませんので、引き続き、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようお願いいたします。

令和3年5月8日

香川県知事 浜 田 恵 造